

-2026年度 指導連携施設申請ついて-

(新規用)

締 切 2026年6月末日

- * 締切以降はシステムでの申請受付ができませんのでご注意ください。
- また万一、申請内容に不備があった場合、訂正のご対応ができるよう、期日前に余裕をもって申請を行って下さい。

認定基準 専門医制度規則をご確認下さい。(<https://www.jges.net/specialist/rule>)

申請方法 会員管理システムの施設アカウント 左メニュー「申請>指導連携施設申請」 より申請

申請についてのご注意

申請用アカウント作成について (既存有資格施設除く)

- 新規申請の際は、施設アカウントの作成が必要となります。
 - 学会本部事務局とご施設の連絡窓口となっていただく先生(代表医師)のマイページにログインいただき、左メニュー「資格申請」>「指導施設申請」より、申請用の施設アカウント作成を行って下さい。
※申請期間中で、既に資格をお持ちの施設に所属の場合、上記「指導施設申請」メニューは表示しません。
 - 代表医師の先生の勤務先情報を基にデータを作成しますので、事前に勤務先の編集をお願い致します。
※申請時に申請施設の名称を確認下さい。申請したい施設と異なる場合、アカウント作成後本部事務局までお問い合わせ下さい。
 - 指導責任者の登録は、申請施設を勤務先として登録している先生のみ指定できます。
※登録ができない場合、代表医師の先生を指定してアカウント作成いただき、指導責任者を変更したい旨本部事務局までご連絡下さい。
 - 連携する指導施設については、指導施設・指導連携施設登録フォーム画面一番下の「親指導施設情報」に施設番号を入力し、ご登録下さい。連携する指導施設には事前にご施設様からご連絡下さい。
アカウント作成時に、連携する指導施設が未決定の場合は、「未決定」にチェックいただき、必ず申請前に、施設ログイン後(申請用アカウント作成後)の「施設情報」画面から連携する指導施設の登録を行って下さい。
 - アカウント作成後、代表医師の先生とご登録いただいた施設のメールアドレス宛にログイン情報がメールで送られます。そちらを使って学会HP「施設ログイン」より施設マイページにアクセスできます。
- * 申請用アカウント作成の詳しい操作方法については、[「指導施設・指導連携施設新規アカウント登録マニュアル」](#)をご参照ください。

施設情報について

- 申請の前に未入力項目や変更箇所がないかのご確認をお願いします。
- 代表医師・指導責任者の変更を行いたい場合は、恐れ入りますが、本部事務局までお問い合わせ下さい。

消化器内視鏡研修カリキュラムについて

- 連携する指導施設の「研修カリキュラム」に貴施設名を追記いただくよう依頼して下さい。

研修管理委員会について

- 指導連携施設の場合は提出不要となりますのでご注意ください。

【 次ページに続く 】

設備情報について

(設備情報の編集は、申請開始日となる 4/1 から編集可能となります。)

- ◆ 施設ログイン後の「設備情報」画面より施設情報の入力を行って下さい。
- 1. 「内視鏡室の面積」の「独立した内視鏡検査室」とは、検査をするためのスペースを指します。ひとつの大きな部屋（検査室）の中に、リカバリーや洗浄機(室)など、別のスペースを含む場合はそれらを除いた面積を入力して下さい(シンクや什器程度のスペースはそのまま含めて構いません)。面積は小数点第二位まで入力して下さい。
- 2. 「上部消化管・下部消化管の内視鏡本数」は、10 機種まで登録可能です。それぞれの機種名称と本数を登録して下さい。
- 3. 「検査室の設備」欄は、各設備の台数を入力して下さい。
消毒液の種類が、グルタール、フタール、過酢酸以外の場合は、その他を選択し“その他詳細”に使用している消毒液の名称を入力して下さい。
- 4. 「内視鏡所見入力システム」は、システムの有無にチェックを入れていただき、“なし”の場合は“その他詳細”に現在の運用方法を入力して下さい。
- 5. 「内視鏡検査室勤務のメディカルスタッフ」欄は、本学会認定技師以外の方は“その他”の欄に人数を入力して下さい。
- 6. 「独立した病理部門」は、病理部門の有無にチェックを入れていただき、“なし”の場合は依頼先の医療機関名を入力して下さい。

洗浄・消毒マニュアルについて

(作成)

- 設備情報画面の研修カリキュラムのアップロードエリアへアップロードを行って下さい。
- 指定用紙はありませんが、専門医制度規則第 26 条のとおり、貴施設における「洗浄・消毒マニュアル」(ガイドラインに沿ったものであること)を作成して頂きます。
こちらにも **A4 サイズ 1~3 枚程度**にまとめ添付して下さい。

有資格者情報について

- 所属の指導医・専門医の先生の現在のご勤務先に変更がないかをご確認下さい。
- 常勤の指導医・専門医は、各会員の会員管理システムに登録の勤務先情報を参照し、自動で表示しています。恐れ入りますが、所属の先生に勤務先情報の編集をお願いして下さい。
※システムの仕様上、大学病院等で専門医・指導医の名寄せができない場合がございます。
それにより有資格者数の基準に満たない場合、嘆願書にその旨記載下さい。
- 非常勤の指導医・専門医の先生は、ご施設にて登録が必要となります。会員管理システムの施設アカウントよりログインいただき、「ホーム>有資格者」の有資格者情報（非常勤）右側の「+新規」ボタンからご登録をお願い致します。
詳しい操作方法については、[指導施設・指導連携施設新規申請マニュアル](#)をご参照下さい。
- 専門医・指導医の同時申請の場合は、必ず施設の申請前に専門医・指導医申請を行って下さい。

前年度の検査・治療件数について

- 申請画面内にある表に、上部消化管・下部消化管検査の各件数を入力いただき、判定ボタンをクリックして下さい。
- 判定列の表示が「達成」と表示されていれば申請基準クリアとなります。

【 次ページに続く 】

嘆願書の提出について (作成)

- 申請基準が満たされていない特段の事情があり、申請を希望する場合は、嘆願書の提出が必須となります。下記のページより嘆願書のひな形を取得いただき、申請画面内の“嘆願書アップロード”エリアへ嘆願書のアップロードを行って下さい。(word または PDF 形式)
嘆願書フォーマット取得ページ (https://www.jges.net/specialist/instruct-apply/shisetsu_tangansyo)
- 前述の代表医師・指導責任者の勤務先が申請と異なる場合、また有資格者の名寄せができず、基準に満たない場合、嘆願書の提出が必要となります。

審査結果について

- ◆ 審査結果は理事会の承認を経てからの発表となりますので、**2027年1月下旬**に、会員管理システムを通して行います。

合格	→	2027年2月1日付けで認定証をお送りします(有効期間3年)。
不合格	→	理由を付記した上で通知します。

その他

- ◆ 認定料は不要です。
- * すべての連絡は代表医師の方宛てにシステムを通してご連絡いたしますので、変更を希望される場合は速やかに学会本部事務局までご連絡下さい。
- * 尚、一度ご提出頂きました申請書類は、いかなる理由でも返却出来ませんのでご了承下さい。

以 上

申請についてご不明の点は、本部事務局(下記)までお問い合わせ下さい
日本消化器内視鏡学会事務局(指導施設係)
Tel:03-3525-4670 Fax:03-3525-4677 E-Mail:senmoni@jges.or.jp

嘆願書記載方法

記入日を記入してください。

嘆願書

年 月 日

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会 殿

下記理由により、申請基準を満たさない状況ですが、本施設は、指導施設・指導連携施設の認定を申し入れいたします。

(嘆願理由)

嘆願理由、指導施設認定番号、指導施設名、住所、代表医師名を記入してください。

施設認定番号： _____ (新規申請の場合記載不要)

ご施設名： _____

ご施設住所： 〒 _____ TEL: _____

ご施設担当者名： _____

施設長名： _____ 印

※ 指導責任者ではなく、施設長または病院長の先生より押印をお願いします。

施設長または病院長の先生より押印をいただってください。